

国住指第2601号
平成19年10月18日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

遊戯施設の安全確保対策について

遊戯施設の安全確保対策については、かねてよりご尽力いただいているところであるが、本日、総務省行政評価局から「遊戯施設の安全確保対策に関する緊急実態調査結果に基づく勧告」(以下、「勧告」という。)がなされたところである(別添)。

については、貴職におかれても、下記により必要な措置を講じ、遊戯施設の安全の確保により一層のご努力をお願いします。

なお、貴管内の特定行政庁に対しても、この旨周知するようお願いする。

記

1. 緊急点検のフォローアップの的確な実施について

遊戯施設の緊急点検については、「遊戯施設における事故対策について」(平成19年5月6日付け国住指第865号)、「遊戯施設に関する緊急点検の実施及び日本工業規格の検査標準に基づく定期検査等の実施の徹底について」(平成19年5月23日付け国住指第989号)及び「ウォータースライドの事故防止について」(平成19年8月28日付け国住指第2040号)によりお願いしているところであるが、総務省による緊急実態調査において、特定行政庁が緊急点検の対象として把握していない遊戯施設があること、点検内容が不十分である遊戯施設があることが明らかになったところである(別紙)。

については、以下の(1)から(3)を着実に実施し、平成19年11月30日(金)までに管内の遊戯施設の安全の確認を完了させること。

(1) 緊急点検の対象となる遊戯施設の把握

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第12条第7項の台帳の確認、管内の遊園地等に対する現地調査等を行うとともに、特定行政庁たる地方公共団体が所有する遊戯施設については公園、動物園、プール等、遊戯施設の設置が想定される施設の管理部局に確認し、点検漏れの遊戯施設がないか確認すること。

(2) 未点検の遊戯施設に係る点検の着実な実施

(1)で把握した点検漏れの遊戯施設、7月27日時点で点検中とされていた遊戯施設について、日本工業規格の検査標準に基づき、法第12条第3項に基づき定期検査又は同第4項に基づき定期点検と同内容の点検を行い結果を報告するよう求めること。

(3) 点検結果の再確認

総務省の緊急実態調査において、コースターの一部の車両や車輪について点検が行われていないなど点検内容が不十分であるにもかかわらず遊戯施設全体が問題なしとして報告されているものがあつたことが明らかになったことから、7月27日時点で報告された際に既に点検済とされていた遊戯施設についても、試験結果、測定結果等関係する資料の確認、遊戯施設の所有者等への聞き取り調査又は現地への立ち入り検査等により点検内容を再度確認すること。その結果、点検を実施していない部分がある、点検内容が日本工業規格の検査標準に則っていない等点検が不十分であることが明らかになった場合は、再度点検を行い結果を報告するよう求めること。

(4) 問題がある場合の措置

(2)の点検の結果問題があると判断される場合は、安全が確認されるまで当該遊戯施設の運行を停止させるとともに、必要に応じて法第9条第1項に基づく是正措置を命ずる等、適正な状態に是正されるよう必要な措置を講じること。また、是正措置が確実に実施されたことを、現地への立ち入り検査や写真等の資料で確認すること。

(5) 国土交通省への報告

都道府県におかれては、管内の特定行政庁への報告状況をとりとめた上で、平成19年12月7日(金)までに別紙様式1により当職まで報告すること。

2. 関係行政機関との連携体制の整備について

建築物や遊戯施設等における類似事故の発生を抑止する観点から、「建築物等に係る事故防止のための対応及び連携体制の整備について(通知)」(平成17年3月31日付け国住防第3278号)により、消防部局等関係行政機関との連携体制の整備をお願いしているところである。

については、都道府県におかれては、管内の特定行政庁における平成19年10月15日(月)時点での連携体制の整備状況等をとりとめた上で、平成19年10月26日(金)までに別紙様式2により当職まで報告すること。